

令和 8 年度 高等教育の修学支援新制度
(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免制度※) 2次採用募集案内
※多子世帯への授業料等無償化を含む

令和 8 年度「高等教育の修学支援新制度」2次採用の募集を以下のとおり行います。申請希望者は、下記 QR コードより日本学生支援機構の「給付奨学金案内」を確認のうえ、本紙をよく読み、申請を行ってください。



1. 高等教育の修学支援新制度について

本制度は①「日本学生支援機構(以下、JASSO)給付奨学金」と、②「授業料等減免制度」(多子世帯への授業料等無償化を含む)の2つで1セットの支援策です。

原則、JASSO 給付奨学金に採用されることで授業料等減免制度も併せて認定されます(JASSO 給付奨学金の申請時に、授業料等減免制度の申請も必要となります)。2次採用で採用された場合、第2期分の減免が対象となります。第1期分に遡って採用とはなりません。

【多子世帯について】

多子世帯に該当するかどうかの判定については、日本学生支援機構により、令和7年12月31日時点の扶養状況によりなされます。予め、課税証明書やマイナポータルから、令和7年12月31日時点の扶養人数を確認していただけると手続きがスムーズに進みます。

なお、「扶養する子」の数が2人以下だった者が、令和8年1月1日～令和8年8月31日に「新たに生まれた子等」※1が増えた場合、「扶養する子」の数が3人以上となり、多子世帯※2に該当する可能性※2があります。該当者は、申込み時に奨学金窓口まで申告してください。

※1 生計維持者の実子(出生による)、里子(里親委託による)、特別養子(特別養子縁組による)

対象期間に生計維持者と生計を一にしていると認められる者(生計維持者の死亡や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子について、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合)

※2 本制度において、「多子世帯」に該当するには、「扶養する子」の数が3人以上であることに加え、学生等本人が生計維持者の「扶養する子」である必要があるため、前者に該当しても後者に該当しなければ「多子世帯」とは判定されません。

<注意事項>

日本学生支援機構に提出したマイナンバーの税情報から、多子世帯の判定が行われます。

確定申告の誤りや市役所等の手続きの誤りによって、令和7年12月31日時点の扶養人数が3人になっていない場合、「多子世帯に該当しない」と日本学生支援機構が判定します。奨学金を申請する前に、生計維持者マイナポータルや課税証明書に記載されている扶養人数が3人以上であることを確認してください。

2. 対象者

学部生（※修業年限＝4 年で卒業できないことが確定した学生は申請できません。）

3. 申請から支援開始までの流れ

その1「JASSO 給付奨学金」申請（10/15 まで）

- ・スカラネットの入力情報、申請書類に基づき審査が行われます。
- 申請資格や各種基準については「給付奨学金案内」（QR コード参照）を確認してください。
- 給付奨学金についての家計基準の該当有無は進学資金シミュレーター（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）から確認可能です。
- （“進学資金シミュレーター”で検索可能です。）

その2「授業料等減免制度」申請（10/15 まで）

- ・「JASSO 給付奨学金」の申請者は、併せて「授業料等減免制度」にも申請が必要です。
- JASSO 給付奨学金の申請時に、スカラネットで「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。」の質問に「希望します」を選択してください。別途 G-port でも申請が必要です。
- ※「授業料等減免制度」は、「JASSO 給付奨学金」の審査結果に連動します。
- 手続きの詳細は、別紙「高等教育の修学支援新制度『授業料等減免』の申請方法について」をご確認ください。

その3「JASSO 給付奨学金」採用者への振込開始（12 月）

- ・採用者には 12 月上旬頃、G-Port から審査結果を通知し、12 月下旬～1 月下旬頃、採用に関する書類を学生住所宛に送付します。

その4「授業料等減免制度」減免分の振込（12 月以降）

- ・12 月以降、減免後の振込依頼書が会計課から送付されます。（2次採用の申請時に「第2期分納付金 延納願」を提出する必要があります。）

4. 支援開始時期

令和8年 10 月

※JASSO 給付奨学金の実際の振込開始月は 12 月です（10 月～12 月分が合算して振り込まれます）。

5. 【注意】給付奨学金との併用による第一種奨学金の月額調整について

給付奨学金に採用された場合、第一種奨学金の月額が「給付奨学金案内」18 頁のとおり、自動的に調整されます（第Ⅰ区分、第Ⅱ区分及び第Ⅳ区分（多子世帯）に認定された場合、第一種奨学金の月額が 0 円となります）。調整は給付奨学金の支援開始月の 10 月より遡って開始されます。そのため、調整額分の返金が必要となる場合がありますので予めご了承の上、申請してください。

6. JASSO 給付奨学金提出書類についての注意点

- ・父母が海外居住者でマイナンバーの提出ができない場合について

以下、日本学生支援機構の HP を確認し、必要な書類を揃えて 10/15 までに 学生センター学生課へ提出

してください。

[HP アドレス]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html>

[アクセス方法] 日本学生支援機構 HP>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む

(在学採用)>在学採用申込みにおけるマイナンバーの使用>生計維持者が海外に居住している
場合(在学採用申込み)

※書類不備が非常に多く見受けられます。「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書
(Excel ファイル)」内の「必要添付書類」欄を必ず確認してください。

・進学前離職の特例措置について

申込者本人が家計を支えており、進学のために進学1年以内に離職することにより世帯年収の減収が見込まれる場合は、申請書の提出により、学生の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。奨学金案内 25 頁を参照し、奨学金窓口から「進学前離職の特例措置に係る申告書」を受け取り、添付書類を準備して 10/15 までに申請書類と併せて提出してください。

7. 大学等への入学時期に関する要件(給付奨学金案内6頁)

JASSO 給付奨学金に採用されるには、高等学校等を卒業後2年以内に大学等に入学していることが要件となっておりましたが、災害、傷病その他のやむを得ない事由により、卒業後2年以内に入学することが困難であったと認められる場合は、申込時に、奨学金窓口にご相談ください。

8. 第2期分の減免について

申請時に延納願をご提出いただき、日本学生支援機構給付奨学金に採用された後、第2期分の減免金額を差し引いた振込依頼書を12月以降にお送りしますので、振込依頼書に記載されている金額の学費を納付してください。採用保留となり採用が確定しない場合は、一旦納付いただいた後、返金対応となりますのでご了承ください。

9. 問い合わせ

●目白キャンパスの学生

学生センター学生課(中央教育研究棟1階) 電話番号:03-5992-1183

●戸山キャンパスの学生

国際文化交流学部事務室(7号館1階) 電話番号:03-3203-7230

以 上

【申請から採用までのスケジュール】

日時	内容
10/15(木)まで	【申請書類の受取】 各窓口にて申請書類一式を受け取り、申請方法について確認。 目白キャンパスの学生は、学生センター学生課(中央教育研究棟1階)、戸山キャンパスの学生は、国際文化交流学部事務室(7号館1階)で申請書類を受け取る。
10/15(木)まで	【スカラネットによる申込み】 ・「JASSO 給付奨学金」スカラネット入力 ※詳細は、奨学金案内及び下書き用紙を確認ください。

	・「授業料等減免制度」の申請については、スカラネット及び G-port で行います。 ※手続き方法は、別紙「高等教育の修学支援新制度『授業料等減免』の申請方法について」をご確認ください。 【インターネットによるマイナンバーの提出】 スカラネットで奨学金を申し込んだ後、マイナンバー提出用サイトから、マイナンバーを提出してください。(給付奨学金案内 31 以降頁参照)
10/15(木)16:45 必着 <u>(期限後は一切受理できません)</u>	【申請書類の提出】窓口直接持参してください。 提出先: 目白キャンパスの学生⇒学生センター学生課(中央教育研究棟1階) 戸山キャンパスの学生⇒国際文化交流学部事務室(7号館1階) <JASSO 給付奨学金> (給付奨学金案内 P.25 参照) ①スカラネット入力下書き用紙(給付・貸与共通) 全員 ②第2期分納付金 延納願 全員 ③学修計画書 全員 (※ボールペンで記入し、文章は書式内に収めること) ④在留資格記載の証明書、児童養護施設入所等の証明書 該当者のみ ⑤マイナンバーが提出できない場合の証明書類 該当者のみ ⑥進学前離職の特例措置に係る申請書 及び添付書類 該当者のみ (※父母が海外に居住し、2026 年度(2025 年1月1日～12 月 31 日)の住民税が課税されていない(2026 年 1 月 1 日時点で国内に居住していない)場合、<u>生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」の提出が必要で</u> <u>す。</u>申告書に添付する書類は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」データの「【採用の申込み】記入例と注意事項」のシートに記載されていますので、添付忘れがないようにご注意ください。)
マイナンバー提出から 1 週間以内 (10 月 31 日必着)	【書類の郵送】 日本学生支援機構へ郵送 ①奨学金確認書兼地方税同意書 ※「奨学金確認書兼地方税同意書」内の返信用封筒を使用して郵送してください。 ※マイナンバーカードを作成していない場合、住民票等代替りの書類の提出が必要です。<u>当該セットの中身をよく読み、対応してください。</u> <注意事項> 不備がある場合、日本学生支援機構から、スカラネットに入力された申込者本人の現住所又は電話番号に、文書又は電話で照会があります。不備が解消されないと、不採用となります。 スカラネットの入力情報が誤っていると照会ができず、不採用の原因になるので、慎重に確認してください。また、不在票が投かんされた場合は必ず再配達を依頼して照会文書を受け取ってください。マイナンバー提出専用コールセンター(0570-001-320)の着信は必ず応答又は折り返してください。
12 月中旬 ～ 1 月下旬	・12 月上旬頃、G-Port にて選考結果を通知(採用者は 12 月 11 日奨学金振込開始。10 月以降の分が合算して振り込まれます。) ・12 月下旬～1 月下旬頃、日本学生支援機構発行の採用結果に関する書類を学生住所宛に送付します。
採用後	【自宅外通学であることを証明する証明書の提出】※該当者のみ ・給付様式 35「通学形態変更届(自宅外通学)」 ・自宅外通学であることを証明する証明書

	※申請時に、スカラネットで「自宅外通学」を選択した場合でも、「自宅通学」の金額から振込み開始となります。自宅外月額振込みは、生計維持者と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書を大学に提出する必要があります。原則として、審査完了後から日本学生支援機構による審査で「自宅外通学」と認められた月まで遡って「自宅外月額」の支給を受けることができます。
12月以降	採用後、減免額を差し引いた振込依頼書を会計課から送付しますので、記載された期日までに振り込みます。